



と www.tenpla.net

プラネタリウム

vol. 222

高梨直紘 (東京大学) / ☆ 平松正顕 (国立天文台)

本誌をお読みの皆さんは、日本に暮らす人たちの中では比較的頻繁に、あるいは長い期間、あるいは熱心に星をご覧になっていることと思います。筆者(平松)も伯父が貸してくれた望遠鏡で月を見たのが小学校中学年くらい、口径76mmの望遠鏡を買ってもらったのが中学生のころでしたから、30年ほど星に親しんでいることになります。私が生まれ育ったのは瀬戸内海沿いで市街地からも少し離れていたもので、自宅の屋根の上で流星群観測していたことを思い出します。街明かりの強い場所であればここまで星空に親しむことはできなかったかもしれせん。

少し硬い話になりますが、では、私たちが星を見る「権利」というのはどれくらい主張できるものなのでしょうか。日本で「権利」といったときの基礎になるのは、日本国憲法でしょう。憲法では、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り(中略)最大の尊重を必要とする。(第十三条)」とあります。また、「す

明るい照明があふれる現代。暗い空のもとで星を見たいという希望がかなえられる場所は限られます。今回は、星を見る権利について考えます。

べて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(第二十五条)」とも書かれています。もちろん憲法で細かいことまで規定するのは現実的ではありません。たとえば日当たりのよい場所に暮らす権利(日照権)は憲法や法律には明記されていませんが、憲法のこれらの条文が基礎になっているようです。

では、星を見る権利もここに含まれるのでしょうか。星を見るために夜空を暗くしてほしいと要望することにはどれくらいの理があるのでしょうか。岡山県井原市(美星町)や群馬県高山村など自治体レベルでは光害防止のための条例がありますので、少なくとも全く受け入れられない要望ではなさそうです。

海外に目を向けてみるとどうでしょう。マウナケアに世界最先端の天文台群を抱えるハワイ島では、全島で照明が上空に漏れることを制限する条例があるそうです。歴史ある米国キットピーク天文台のおひざ元アリゾナ州フラッグスタッフでは、街灯に傘をかけるといった従来の規制に加えて光の総量を制限する条例もあります。さらに2013年には、フランスが世界で最も先進的と言われる光害防止のための法律を制定しました。2017年にさらに改訂され、例えば商業施設は営業終了後1時間以内あるいは午前1時に消灯することが求められるなど、一部例外はありつつも罰則付きで過剰な光を制限しています。一地方の条例ではなく、花の都パリを含む全国土が対象であることも注目点です。

さらに注目すべき動きがありました。各国が運用する巨大天文台を擁するチリでは、憲法の改正が行われようとしています。388条もある長大な憲法草案ですが、その第135条は

第1項:国は、地域的な必要性に応じて、大気および夜空の保全のための施策を推進すべきである。

第2項:平和的かつ科学的な目的のための宇宙研究に貢献し、国際的に協力することは、国の義務である。

となっています。この草案全体は2022年9月の国民投票で大差で否決されてしまいましたが、少なくともこの草案を作った制憲議会では、夜空の保全や宇宙の研究は憲法に書き込むべき重要な事柄であると捉えられていたわけで、その意識の高さには感服します。(チリの憲法草案は様々なことが事細かに書き込まれていますので、日本とは憲法の性質が異なることも注意が必要です。)チリではさらに新しい憲法草案を作る方針のようですので、空の保全と宇宙研究が今後の草案にも残るのかどうか、注目したいと思います。

日本で光害防止条例を制定した自治体にはいずれも天文観測施設がありますので、天文に親しみのある人にとっては光害防止は星を見るためと考えてしまいがちです。が、実はそんなことはありません。過剰な光は、動植物の生態系、人間の生活リズム(いわゆる体内時計)や健康、道路交通の安全など、さまざまな事柄に関係します。暗い夜空を守るためにはいろいろな分野の知見を集めて協力の環を広げて、その先に「星を見る権利」の行使を目指すのが良いのかもしれない。



アルマ望遠鏡のアンテナの上に浮かぶ南十字星とケンタウルス座のα星、β星。必要な人工の光と暗い夜空のどこかでバランスを取るかということも考えなくてははいけません。

Credit: ALMA (ESO/NAOJ/NRAO)